

1. 富良野市建設工事執行規則

昭和 52 年 11 月 1 日
規則 第 16 号

最終改正 平成 28 年 3 月 29 日規則第 40 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、法令等に別段の定めがあるものを除くほか、市が行う建設工事の執行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「建設工事」とは、道路、河川、土地改良、都市計画、治山、林道、公園、水道等に関する施設物を新設し、増設し、改良し、又はその災害復旧のために行う工事並びに建築物（附帯設備を含む。）を新築し、増築し、改築し、移転し、修理し、又は模様替えする工事及びその敷地造成に関する工事をいう。

(工事用地の取得)

第 3 条 予算執行者(富良野市財務規則(昭和 58 年規則第 17 号。以下「財務規則」という。)第 3 条第 3 号に規定する予算執行者をいう。以下同じ。)は、工事用地(工事の施行上必要な用地で予算執行者の指定するものを含む。)について他に権利者のある場合、あらかじめその権利者から所有権、地上権その他の権利を取得した後でなければ工事に着手してはならない。

2 予算執行者は、当該建設工事の執行上特に必要がある場合は、前項の規定にかかわらず、工事用地についてあらかじめその権利者から工事着手の同意を得て工事に着手することができる。この場合においては、工事完了までにその所有権、地上権その他の権利を取得しなければならない。

(工事の執行方法)

第 4 条 建設工事は、請負、直営若しくは委託のいずれかの一の方法により、又はこれらを併用して施行する。

(直営)

第 5 条 次の各号の一に該当する建設工事は直営で施行する。

- (1) 急施を要し、請負に付することができないもの
- (2) 請負に付することが適当でない認められるもの

2 建設工事の直営について必要な事項は別に定める。

(委託)

第 6 条 建設工事の委託について必要な事項は別に定める。

(契約の締結)

第7条 予算執行者は、落札の通知をした請負人又は随意契約の申込みを承諾した請負人との間に、別記様式を標準として契約書を作成し契約を締結しなければならない。ただし、財務規則第146条の規定の適用を妨げるものではない。

(前金払)

第8条 予算執行者は、前金払をする必要がある建設工事の請負契約を締結するときは、契約書に前金払の率、その支払の時期及び方法その他必要な事項を約定しなければならない。

(貸与品及び支給材料)

第9条 予算執行者は、工事の適正な執行を期するため必要があるときは、請負人に対し、設備、機械等を貸与し又は材料を支給することができる。この場合において前条の規定を準用する。

(損害保険の付保)

第10条 予算執行者は、建設工事の種類、その施行の時期等に応じ、当該工事の完成前に火災その他の損害の発生する危険があり必要があると認めるときは請負人において当該工事の目的物及び工事材料（前条の規定による貸与品及び支給材料を含む。）について、火災保険その他の損害保険を付させるものとする。この場合において第9条の規定を準用する。

(跡請保証)

第11条 予算執行者は建設工事の種類及びその施行の時期によって当該建設工事の適正な執行を確保することができないこととなるおそれがあると認める場合においては、請負人に対し当該工事の全部又は一部につき、相当の期間跡請保証をさせるものとする。

2 前項の規定により跡請保証させる場合において、予算執行者が必要と認めるときは当該跡請保証部分に相当する請負代金相当額以内の保証金を当該請負人に納めさせるものとする。

3 前項の規定による跡請保証金の納付は、国債、地方債又は財務規則第127条第1項各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。この場合においては、財務規則第127条第2項及び第3項、第128条並びに第129条の規定を準用する。

4 第8条の規定は、跡請保証について準用する。

(工事工程表等)

第12条 予算執行者は、第7条の規定により契約を締結したときは、速やかに請負人から当該建設工事の工程表（必要がある場合には、工事工程表及び請負代金内訳書）を徴するものとする。

(工事監督員)

第13条 予算執行者は、建設工事を請負で執行するときは建設工事ごとに、工

事監督員を定め、請負人に通知しなければならない。工事監督員を変更した場合も同様とする。

2 工事監督員は、予算執行者の指示を受けて建設工事現場における請負人の当該工事の履行に関し、財務規則第 157 条の規定による一般的な職務を行うほか、次の各号に掲げる場合その他当該工事の適正な執行に支障があると認められる事実が生じた場合において、必要があると認めるときは、速やかに予算執行者に報告し、指示を求めるものとする。

(1) 工事の施行に当たり、設計図書と工事現場の状態とが一致しないため、設計若しくは工事の変更を必要とし、又は工事の中止をする必要があるとき。

(2) 工事現場の災害その他異常な事態が発生したとき。

(3) 請負人の責に帰すべき工事の遅延又は施工に支障を及ぼす程度の不良な天候の継続その他の理由により工期内に当該工事が完成しないおそれが生じたとき。

(4) 請負人が契約に基づく監督上の指示に従わず、又は公安上若しくは災害防止上当然に必要な処置をしなければならない場合においてその措置の要求に応じないとき。

(5) 現場代理人、主任技術者、監理技術者、専門技術者その他請負人が工事を施行するために使用している下請負人、労働者等について、工事の施行又は管理につき著しく不相当と認められるものがあり、その交替を要求する必要があると認めるとき。

3 予算執行者は、必要があると認めるときは、当該工事監督員を次条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による検査に立ち合わせる事ができる。

（検査及び引渡し）

第 14 条 予算執行者は、請負に係る建設工事の完成の通知があったときは、速やかに検査員を、財務規則第 159 条の規定により請負人立会のうえ、実地検査を行わせ、その事実を確認しなければならない。

2 前項の規定は、工事の完成前にその一部が完成し、若しくは出来形部分について検査を行う必要がある場合又は契約を解除した際において工事の出来形部分がある場合について準用する。

3 予算執行者は、第 1 項の検査により当該建設工事が契約に従って完成したものであると確認したときは、遅滞なく当該目的物の引渡しを受けなければならない。前項の規定により工事の一部が完成した当該部分又は可分の出来形部分等の引渡しを受けようとする場合においても同様とする。

（工事の標示）

第 15 条 予算執行者は、建設工事を施行するときは請負業者に対し、工事名、工期、工事施行方法その他必要な事項を公衆の見やすい場所に標示させな

ればならない。ただし、軽易な工事については、この限りでない。

(適用除外)

第 16 条 この規則は、第 9 条及び第 14 条の規定を除き、工事 1 件の設計金額が 130 万円以下の工事については適用しない。

(委任規定)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定める。

附 則

- 1 この規則施行前になされた契約で現に契約中のものは、この規則によって契約されたものとみなす。
- 2 この規則は、昭和 53 年 4 月 1 日より施行する。
- 3 富良野市建設工事施行規則（昭和 41 年規則第 3 号）は昭和 53 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則(昭和 56 年 4 月 25 日規則第 16 号)

以下省略

附 則(平成 28 年 3 月 1 日規則第 7 号)

附 則(平成 28 年 3 月 29 日規則第 40 号)

この規則は、公布の日から施行し平成 27 年 4 月 1 日から適用する。